

第 1 0 期
綾瀬市分別収集計画

令和 4 年 6 月策定
綾 瀬 市

綾瀬市分別収集計画

1 計画策定の意義

綾瀬市は、「緑と文化が薫るふれあいのまち あやせ」を将来都市像に掲げ、それを具体化するための施策体系別計画の一つである、「良好な生活環境の創出」において、廃棄物処理の基本方向を示している。

その中では、近年人口の増加や市民の生活水準の向上に伴い、ごみの種類も多様化している。資源物として収集されたものについては再資源化を図っているが、生産・流通・消費の各段階でごみを減らす取組みを促進するとともに、分別収集を徹底し、ごみの再生利用を図る「資源循環型社会」の構築が必要であるとしている。

そして、この「環境にやさしい資源循環型社会」実現のために、商品・ごみの流れにかかわる市民、事業者、市（行政）の役割を明確にし、各自が主体的かつ有機的なつながりをもって、「ごみの発生抑制・リサイクル・適正処理」に取り組んでいくものである。

本市では、昭和59年に一部自治会をモデル地区として、資源化分別収集を導入し、昭和63年から市内全域に拡大、ごみ処理費用の削減や最終処分場の延命のため、さまざまなごみ減量化・資源化事業を展開して現在に至っている。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集を充実し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市（行政）それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、適正な収集処理体制が充実し、廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、資源循環型社会の形成を図るものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制と再資源化を主とした資源循環型社会の構築
- (2) 廃棄物の適正な収集処理と効率的な広域処理の推進
- (3) 市民・事業者・市が一体となったごみ減量化・資源化の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	5,461 t	5,574 t	5,714 t	5,890 t	6,114 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため以下の方策を実施する。なお、方策の実施にあたっては、市（行政）が一方的に行うのではなく、市民・事業者を含め、それぞれが役割と責任を明確に認識し、かつ実行できるような仕組みをつくる。また、家庭・事業所・商店・リサイクル事業者という個々及びそれらをつなぐ地域・市民団体・事業者団体・商店街・業界など、それぞれが主体的かつ有機的にごみの発生を抑制し、リサイクルを実践できる環境にやさしいまちづくりを目指して事業展開を図っていく。

◎啓発活動の充実

- ア 地域の資源回収や店舗等での店頭回収への取り組みを推進する。
- イ 商品の過剰包装を抑制し、簡易包装を求める意識を啓発する。
- ウ 商品購入時には買い物袋を持参し、手提げ袋は断るような意識啓発を図る。
- エ 詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を用いた商品を積極的に選択することを啓発する。
- オ 分別の徹底、排出の抑制、排出方法などのPRを、広報紙、ホームページなど

を活用して推進する。

カ 平成12年度から稼動しているリサイクルプラザにおいて、展示コーナー、情報コーナー、修理再生工房室、研修室、市民工房室などを設置し、ごみ問題の教育や啓発を目的に施設見学やごみの減量化・資源化についての意識を深めていただく啓発活動を積極的に推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物の広域処理の現状や廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、綾瀬市が委託する業者の収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミニウム製の容器		アルミ
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	透明のびん
	茶色のガラス製容器	茶のびん
	その他のガラス製容器	その他のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		牛乳パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	104 t		104 t		104 t		103 t		103 t	
主としてアルミ製の容器	161 t		160 t		160 t		159 t		159 t	
無色のガラス製容器	(合計) 230 t		(合計) 230 t		(合計) 229 t		(合計) 228 t		(合計) 227 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 230 t	(引渡) 0 t	(独自) 230 t	(引渡) 0 t	(独自) 229 t	(引渡) 0 t	(独自) 228 t	(引渡) 0 t	(独自) 227 t
茶色のガラス製容器	(合計) 121 t		(合計) 120 t		(合計) 120 t		(合計) 119 t		(合計) 119 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 121 t	(引渡) 0 t	(独自) 120 t	(引渡) 0 t	(独自) 120 t	(引渡) 0 t	(独自) 119 t	(引渡) 0 t	(独自) 119 t
その他のガラス製容器	(合計) 114 t		(合計) 114 t		(合計) 114 t		(合計) 113 t		(合計) 113 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 114 t	(引渡) 0 t	(独自) 114 t	(引渡) 0 t	(独自) 114 t	(引渡) 0 t	(独自) 113 t	(引渡) 0 t	(独自) 113 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	54 t		53 t		53 t		53 t		53 t	
主として段ボール製の容器	656 t		655 t		653 t		651 t		648 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 269 t		(合計) 268 t		(合計) 268 t		(合計) 267 t		(合計) 266 t	
	(引渡) 269 t	(独自) 0 t	(引渡) 268 t	(独自) 0 t	(引渡) 268 t	(独自) 0 t	(引渡) 267 t	(独自) 0 t	(引渡) 266 t	(独自) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 700 t		(合計) 698 t		(合計) 697 t		(合計) 694 t		(合計) 692 t	
	(引渡) 700 t	(独自) 0 t	(引渡) 698 t	(独自) 0 t	(引渡) 697 t	(独自) 0 t	(引渡) 694 t	(独自) 0 t	(引渡) 692 t	(独自) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= 1 \text{ 世帯あたりの収集量(令和元年度～令和3年度)} \times \text{一般廃棄物処理基本計画の綾瀬市推計人口世帯数} \times \text{増減率}$$

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人 口	81,665人	81,457人	81,164人	80,871人	80,578人
世帯数	34,027世帯	33,940世帯	33,818世帯	33,696世帯	33,574世帯

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、子供会やPTAによる集団回収が進んでいるアルミ製容器等については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段 階	選別・保管 段 階
金 属	スチール製容器	スチール缶	資源回収業者による定期収集	綾瀬市リサイクル 協同組合
	アルミ製容器	アルミ		
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	透明のびん	資源回収業者による定期収集	綾瀬市リサイクル 協同組合
	茶色のガラス製容器	茶のびん		
	その他のガラス製容器	その他のびん		
紙 類	飲料用紙製容器	牛乳パック	資源回収業者による定期収集	綾瀬市リサイクル 協同組合
	段ボール	ダンボール		
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	資源回収業者による定期収集	綾瀬市リサイクル 協同組合
	その他のプラスチック製容器包装	容器包装 プラスチック		

- 1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）
 施設整備に関しては、現行どおりとする。

分別収集の用に供する施設の種類

容器包装廃棄物の種類	収集容器	収集車両	選別保管施設
スチール製容器	コンテナ	平ボディ	綾瀬市 リサイクル 協同組合
アルミ製容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器			
段ボール	紐で縛る	平ボディ・パッカー車	
ペットボトル	コンテナ	パッカー車	
その他のプラスチック製容器包装	透明・半透明の袋	パッカー車	

- 1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第 8 条第 2 項第 7 号）

分別収集計画が実効あるものにするため、次の取り組みをすすめる。

- （1）容器包装廃棄物が排出されたとき、分別の区分と分別の基準にしたがって適正に排出されるように、自治会等と協力して啓発を行う。
- （2）民間で行われる資源回収や一部店舗・団体の空き缶、紙パック、トレイの店頭回収などのリサイクル活動、再利用可能な不用品のフリーマーケット・不用品交換・リサイクルショップなどによるリユースを推進する。

1.3 その他のリサイクル

本市では「その他紙製容器包装」については、「資源となる紙」という品目で混合収集を行う。

表1 資源となる紙の計画収集量、再商品化量

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画収集量(t)	478	476	475	474	472
再商品化量(t)	478	476	475	474	472

表2 資源となる紙に含まれる「その他紙製容器包装」の計画収集量、再商品化量

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画収集量(t)	286	285	285	284	283
再商品化量(t)	286	285	285	284	283